

森林審議会と森林づくり審議会について

	森林審議会（法律設置）	森林づくり審議会（条例設置）
法的根拠 （設置）	森林法 第 68 条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。	北海道森林づくり条例 第 22 条 北海道における森林づくりを推進するため、知事の附属機関として、北海道森林づくり審議会を置く。
委員数	第 70 条 1 都道府県森林審議会は、委員 15 人以内で組織する	第 24 条 1 審議会は、委員 15 人以内で組織する。 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
所掌事務	第 68 条 2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に應じて答申する。 （森林法の規定によりその権限に属された事項） ①地域森林計画の樹立及び変更 ②保安林の指定及び解除 ③林地開発行為の許可処分 （他の法令の規定によりその権限に属された事項） ①都道府県防除実施基準の策定及び変更など（森林病虫害等防除法） ②木材安定供給確保事業に関する計画の認定（木材の安定供給の確保に関する特別措置法） （この法律の施行に関する重要事項） ①森林計画 ②保安施設 など	第 23 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。 （1）知事の諮問に應じ、森林づくりの推進に関する重要事項を調査審議すること。 （2）前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務 （条例の規定によりその権限に属された事務） ①森林づくり基本計画の策定 （森林づくりの推進に関する重要事項） ①森林づくりを進めるための指針 ②森林の整備の推進及び保全の確保 ③林業の健全な発展 ④木材産業等の健全な発展 ⑤道民の理解の促進 ⑥青少年の学習の機会の確保 ⑦道民等の自発的な活動の促進 ⑧山村地域における就業機会の確保 ⑨森林づくりに関する技術の向上 ⑩道民の意見の把握等 ⑪道有林野の管理運営 ⑫財政上の措置 など
建 議	第 68 条 3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。	第 23 条 2 審議会は、森林づくりの推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。
政令への 委任	第 73 条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。	

地方分権推進委員会 第2次勧告（平成9年7月8日）

（抜粋）

第3章 必置規制の見直しと国の地方出先機関のあり方

I 必置規制の見直し

4. 必置規制の見直しの基本的考え方

(2) 「法律又はこれに基づく政令」に拠る必置規制の見直し

③ 審議会等附属機関に関する必置規制

地方公共団体がその自己決定権を十分に発揮するためには、その政策の企画立案に際して、住民や有識者、各種団体の関係者等の意見を反映することがますます重要となるが、国が法令により個別の行政分野毎に審議会等の設置を義務付けることは、地方公共団体における総合的な政策決定を損なうおそれがあることから、できる限り弾力的なものとするとともに、類似の審議会等との統合も可能となるようにする。

a. 審議会等の統合などにより総合的な政策決定を可能とするように、法令における組織・名称を「～に関する審議会等」と規定することを原則とする。

b. 住民の権利義務に密接にかかわる事項に関し審査・審議を行う審議会等及び斡旋・調停・仲裁等の準司法的な機能を担う審議会等の設置を義務付けることは、適正な行政手続を保障するために必要とされる規制であり、存置するものとする。

c. 委員の構成・数・任期・選任手続等については、原則として、地方公共団体が条例で定めることとし、法律又はこれに基づく政令で規制を行う場合にも、審議会等における審議の公正・専門性を確保するため、必要最小限度にとどめるものとする。

5. 必置規制の個別事項の具体的見直し

(2) 「法律又はこれに基づく政令」に拠る必置規制の見直し

③ 審議会等附属機関に関する必置規制

a. 組織・名称

・都道府県自然環境保全審議会

都道府県自然環境保全審議会の組織、名称に関する必置規制は、弾力化する。

この場合、「都道府県における自然環境の保全に関する審議会を置くものとする」と規定する。

・総量削減計画策定協議会

総量削減計画策定協議会については、固有の協議会としての必置規制は廃止し、名称を含め設置形式の自由化を図ることとする。

・都道府県環境審議会

都道府県環境審議会の組織、名称に関する必置規制は、弾力化する。

この場合、「都道府県の区域における環境の保全に関する基本的事項の調査、審議等を行わせるために、環境の保全に関して学識経験を有する者を含む者で構成

される合議制の審議機関を置くものとする」と規定する。

(中略)

b. 委員の構成・数・任期・選任手続等

・環境衛生適正化審議会（再掲）

環境衛生適正化審議会の名称・定員に関する規定は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、必要最小限の範囲にとどめるよう必要な見直しを行う。

都道府県環境衛生適正化審議会の議事運営の方法については、国の環境衛生適正化審議会に関する法律の規定に準じて、都道府県の条例で定めるものとする。

今次勧告において検討した必置規制の見直しの事項別の整理の状況は、別表3のとおりである。

(別表3) 必置規制の見直しの事項別整理

※別表3における上記以外の必置規制の見直し事項（審議会等附属機関）

・医療扶助審議会（「生活保護法による医療扶助運営要領について」昭和36年9月30日付通知）

通知に規定する医療扶助審議会の設置に関する規定は、「技術的助言」として標準的な考えを示すものである旨の趣旨を明確にし、必要最小限の範囲にとどめるよう必要な見直しを行う。

・都道府県（市町村）農業振興地域整備促進協議会（「農業振興地域の整備に関する法律の施行について」（昭和44年事務次官通達））

農業振興地域の整備に関する法律の改正と併せて事務次官通達を改正し、「協議会の設置等連絡協議体制を設けることができる」とするなど、農業振興地域整備計画の策定に当たっての関係者の連絡協議体制のあり方及びその名称を弾力化する。

森林関係審議会の統合 <新旧対照表>

区分	現 行		権 限 移 譲 後																															
イメージ図	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="353 294 510 326">項目</th> <th data-bbox="510 294 869 326">北海道森林審議会</th> <th data-bbox="869 294 1232 326">北海道森林づくり審議会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="353 326 510 388">設置根拠</td> <td data-bbox="510 326 869 388">森林法 § 68</td> <td data-bbox="869 326 1232 388">北海道森林づくり条例 § 22</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 388 510 475">委員数</td> <td data-bbox="510 388 869 475">(法 § 70 ①) 15 人以内 (法令) 8 人 (現行)</td> <td data-bbox="869 388 1232 475">(条例 § 23) 15 人以内+特別委員 (条例) 13 人+9 人 (現行)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 475 510 561">部 会</td> <td data-bbox="510 475 869 561">林地保全部会 (4 名)</td> <td data-bbox="869 475 1232 561">森林の保全と活用方策等に関する検討専門委員会 (13 人のうち特別委員 9 人)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 561 510 914">所掌事務</td> <td data-bbox="510 561 869 914">(法 § 68 ②) ○森林法の規定によりその権限に属された事項 ・地域森林計画の樹立 ・保安林の指定及び解除など ○他の法令の規定によりその権限に属された事項 ○この法律の施行に関する重要事項 ・森林計画、保安林等に関する技術的事項 など</td> <td data-bbox="869 561 1232 914">(条例 § 23) ○条例の規定によりその権限に属された事務 ・森林づくり基本計画の策定 ○森林づくりの推進に関する重要事項 ・林業、木材産業等の振興 ・森林づくりに対する道民理解の促進 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 914 510 1000">建 議</td> <td data-bbox="510 914 869 1000">(法 § 68 ③) 関係行政庁に建議することができる</td> <td data-bbox="869 914 1232 1000">(条例 § 23) 知事に建議することができる</td> </tr> </tbody> </table>		項目	北海道森林審議会	北海道森林づくり審議会	設置根拠	森林法 § 68	北海道森林づくり条例 § 22	委員数	(法 § 70 ①) 15 人以内 (法令) 8 人 (現行)	(条例 § 23) 15 人以内+特別委員 (条例) 13 人+9 人 (現行)	部 会	林地保全部会 (4 名)	森林の保全と活用方策等に関する検討専門委員会 (13 人のうち特別委員 9 人)	所掌事務	(法 § 68 ②) ○森林法の規定によりその権限に属された事項 ・地域森林計画の樹立 ・保安林の指定及び解除など ○他の法令の規定によりその権限に属された事項 ○この法律の施行に関する重要事項 ・森林計画、保安林等に関する技術的事項 など	(条例 § 23) ○条例の規定によりその権限に属された事務 ・森林づくり基本計画の策定 ○森林づくりの推進に関する重要事項 ・林業、木材産業等の振興 ・森林づくりに対する道民理解の促進 など	建 議	(法 § 68 ③) 関係行政庁に建議することができる	(条例 § 23) 知事に建議することができる	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1305 294 1473 326">項目</th> <th data-bbox="1473 294 2033 326">北海道森林づくりに関する審議会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1305 326 1473 388">設置根拠</td> <td data-bbox="1473 326 2033 388">森林法 § 68 ただし北海道においては、道条例で定める審議会をもってあてる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 388 1473 475">委員数</td> <td data-bbox="1473 388 2033 475">15 人以内+特別委員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 475 1473 561">部 会</td> <td data-bbox="1473 475 2033 561">林地保全部会 (4 人)、森林の保全と活用方策等に関する検討専門委員会 (13 人のうち特別委員 9 人)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 561 1473 757">所掌事務</td> <td data-bbox="1473 561 2033 757">(法 § 68 ②)に定める事項のほか、道条例に定める事項 ・地域森林計画の樹立 ・保安林の指定及び解除 ・林業、木材産業等の振興 ・森林づくりに対する道民理解の促進 など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 757 1473 1000">建 議</td> <td data-bbox="1473 757 2033 1000">(法 § 68 ③)に定める事項のほか、道条例に定める事項 関係行政庁 (法 § 68 ②の事項に限る) 及び知事に建議することができる 森林計画と林務施策の一体的審議 効率的かつ統一的な展開</td> </tr> </tbody> </table>		項目	北海道森林づくりに関する審議会	設置根拠	森林法 § 68 ただし北海道においては、道条例で定める審議会をもってあてる	委員数	15 人以内+特別委員	部 会	林地保全部会 (4 人)、森林の保全と活用方策等に関する検討専門委員会 (13 人のうち特別委員 9 人)	所掌事務	(法 § 68 ②)に定める事項のほか、道条例に定める事項 ・地域森林計画の樹立 ・保安林の指定及び解除 ・林業、木材産業等の振興 ・森林づくりに対する道民理解の促進 など	建 議	(法 § 68 ③)に定める事項のほか、道条例に定める事項 関係行政庁 (法 § 68 ②の事項に限る) 及び知事に建議することができる 森林計画と林務施策の一体的審議 効率的かつ統一的な展開
項目	北海道森林審議会	北海道森林づくり審議会																																
設置根拠	森林法 § 68	北海道森林づくり条例 § 22																																
委員数	(法 § 70 ①) 15 人以内 (法令) 8 人 (現行)	(条例 § 23) 15 人以内+特別委員 (条例) 13 人+9 人 (現行)																																
部 会	林地保全部会 (4 名)	森林の保全と活用方策等に関する検討専門委員会 (13 人のうち特別委員 9 人)																																
所掌事務	(法 § 68 ②) ○森林法の規定によりその権限に属された事項 ・地域森林計画の樹立 ・保安林の指定及び解除など ○他の法令の規定によりその権限に属された事項 ○この法律の施行に関する重要事項 ・森林計画、保安林等に関する技術的事項 など	(条例 § 23) ○条例の規定によりその権限に属された事務 ・森林づくり基本計画の策定 ○森林づくりの推進に関する重要事項 ・林業、木材産業等の振興 ・森林づくりに対する道民理解の促進 など																																
建 議	(法 § 68 ③) 関係行政庁に建議することができる	(条例 § 23) 知事に建議することができる																																
項目	北海道森林づくりに関する審議会																																	
設置根拠	森林法 § 68 ただし北海道においては、道条例で定める審議会をもってあてる																																	
委員数	15 人以内+特別委員																																	
部 会	林地保全部会 (4 人)、森林の保全と活用方策等に関する検討専門委員会 (13 人のうち特別委員 9 人)																																	
所掌事務	(法 § 68 ②)に定める事項のほか、道条例に定める事項 ・地域森林計画の樹立 ・保安林の指定及び解除 ・林業、木材産業等の振興 ・森林づくりに対する道民理解の促進 など																																	
建 議	(法 § 68 ③)に定める事項のほか、道条例に定める事項 関係行政庁 (法 § 68 ②の事項に限る) 及び知事に建議することができる 森林計画と林務施策の一体的審議 効率的かつ統一的な展開																																	
法令制度	<p>【現 行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林審議会の所掌事務は限定 <ul style="list-style-type: none"> ・森林法又は他の法令により権限に属された事項及び森林法の施行に関する重要事項に限定されている (法 § 68 ②) ○上記事項について、関係行政庁に建議することができる (法 § 68 ③) ○森林審議会の組織は人数・部会等について規定 (法 § 70・73) <ul style="list-style-type: none"> ・部会は審議会の委員で構成され (施行令 § 7)、特別委員の規定なし 		<p>【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道においては、法 § 68、70、73 に定める事項のほか、所掌事務、組織・運営事項について、道条例により定める <p>現行の両審議会の所掌事務及び組織、運営が一つの審議会でカバーできるよう条例に定める</p>																															

○ 森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）（抄）

（設置及び所掌事務）

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に應じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

第六十九条 削除

（組織）

第七十条 都道府県森林審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第七十一条 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

第七十二条 削除

（政令への委任）

第七十三条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 森林法施行令（昭和二十六年七月三十一日政令第二百七十六号）（抄）

（都道府県森林審議会の部会）

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて總會の決議とすることができる。

（参 考）

○ 北海道森林づくり条例（平成 14 年 3 月 29 日条例第 4 号）（抄）

（設置）

第 22 条 北海道における森林づくりを推進するため、知事の附属機関として、北海道森林づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 23 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に應じ、森林づくりの推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、森林づくりの推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第 24 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（部会）

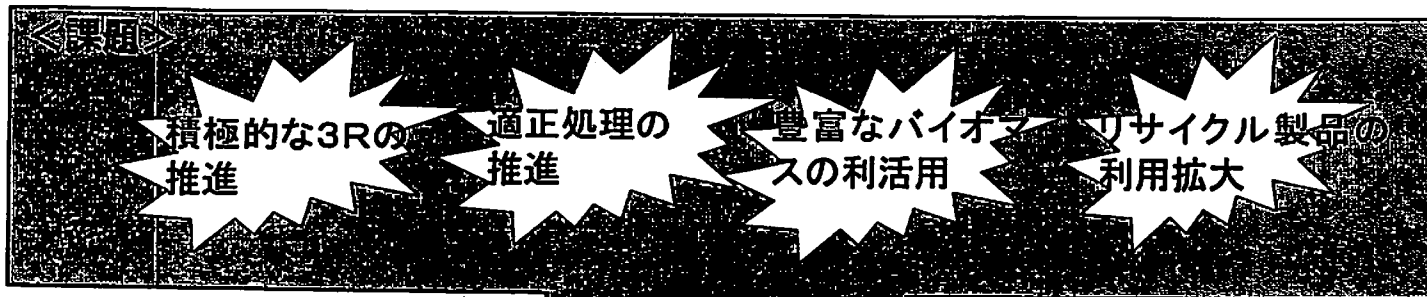
第 28 条 審議会は、必要に應じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

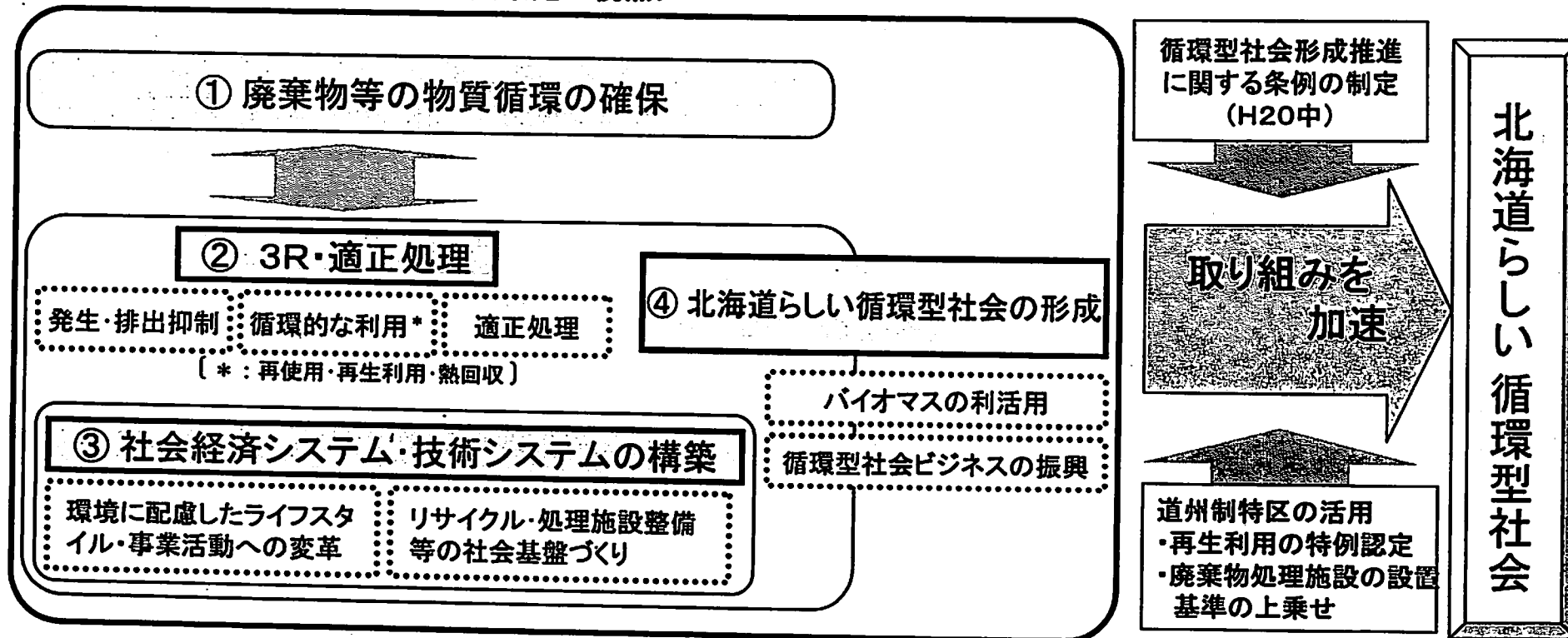
3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

北海道らしい循環型社会の形成



<北海道循環型社会推進基本計画策定の視点>



* 北海道循環型社会推進基本計画(H17. 3)は、バイオマスのなどの循環資源の活用、既存産業の基盤技術などを活用したリサイクル関連産業の展開などによる「北海道らしい循環型社会の形成」に向けて策定している。
このほか、「循環型社会形成推進に関する条例(仮称)」においても、これらを踏まえた内容を検討中。

北海道らしい循環型社会の形成

○ 廃棄物の区分と処理責任

○ 一般廃棄物
家庭などから排出されるごみ
一般廃棄物の処理は市町村の責務

（最終処分場） （焼却施設） （リサイクル施設）

（業許可等は市町村長、施設許可は知事権限
ただし、再生利用特例認定は国の権限）

○ 産業廃棄物
事業活動に伴う21種類の廃棄物
産業廃棄物の処理は排出事業者の責務

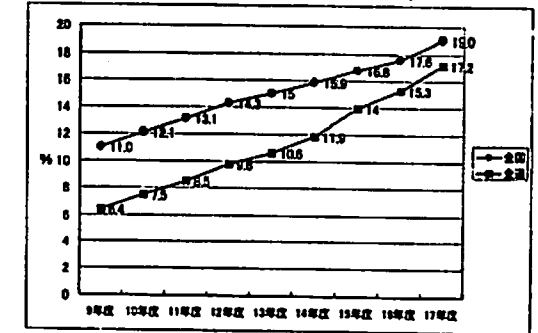
（最終処分場） （焼却施設） （リサイクル施設）

（業許可、施設許可等は知事権限
ただし、再生利用特例認定は国の権限）

○ リサイクルの状況

一般廃棄物のリサイクル率は平成17年度で17.2%と、依然全国平均を下回る
産業廃棄物は全国並み

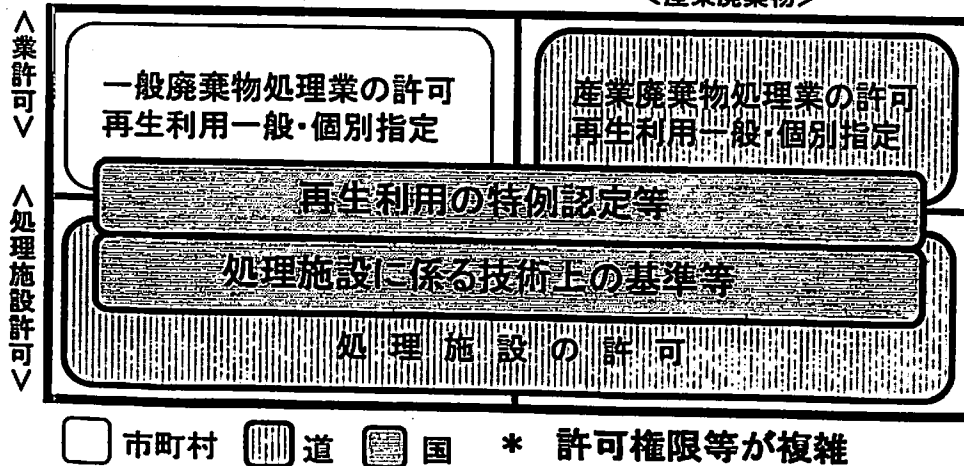
<一般廃棄物のリサイクル率>



○ 許可等の区分

〔 廃棄物処理法に基づく許可は、市町村や道など
許可権者が複数で手続きも煩雑 〕

<一般廃棄物> <産業廃棄物>



北海道らしい循環型社会の形成には、

- ・地域の実情に応じた廃棄物の再生利用
- ・地域の環境に配慮した事業活動

が重要

廃棄物処理法に基づく権限の移譲

(1) 再生利用の特例認定

権限移譲により、同様の性状の一般廃棄物と産業廃棄物の効率的、広域的な再生利用を加速可能。

区 分	許可等の権限	認定件数
一般廃棄物処理業許可	市町村長 (180市町村)	—
一般廃棄物処理施設許可	知事・政令市長 (道・札幌・旭川・函館)	—
一般廃棄物再生利用の特例認定	国(*)	延べ64件
産業廃棄物処理業許可	知事・政令市長	—
産業廃棄物処理施設許可	知事・政令市長	—
産業廃棄物再生利用の特例認定	国(*)	延べ47件

権限移譲

区 分	許可等の権限
一般廃棄物処理業許可	市町村長
一般廃棄物処理施設許可	知事・政令市長 (道・札幌・旭川・函館)
一般廃棄物再生利用の特例認定	知事
産業廃棄物処理業許可	知事・政令市長
産業廃棄物処理施設許可	知事・政令市長
産業廃棄物再生利用の特例認定	知事

* 再生利用の特例認定に伴う立入検査・報告徴収等指導監督権限は、知事又は市町村長

(2) 廃棄物処理施設の設置基準

権限移譲により、安全・安心な廃棄物処理施設の円滑な設置が可能。

技術上の基準	主 内 容
処理施設の 技術上の基準 (最終処分場 関係)	<p><構造基準> 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること等</p> <p><維持管理基準> 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと等</p> <p><構造基準> 埋立処分場の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること等</p> <p><維持管理基準> 埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること等</p> <p>国の一律基準</p>

権限移譲

技術上の基準	措 置 内 容
処理施設の 技術上の基準	<p>基準設定権限の移譲を受け、地域特性を踏まえ、安全・安心な施設の円滑な設置を図るため、上乘せ規制を措置</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><道独自の基準></p> <p>○積雪寒冷地である気象条件を考慮した排水処理設備の構造</p> <p>○水道水源の上流域など、良好な環境を維持すべき地域における配慮</p> <p>等</p>

廃棄物処理法に基づく再生利用の特例認定等の権限の移譲

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の仕組み

目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る	
	<p align="center">廃棄物</p> 汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）	
廃棄物の分類	一般廃棄物	産業廃棄物
	産業廃棄物以外の廃棄物（家庭から排出されるごみ等）	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等21種類（輸入廃棄物を含む）
国の役割	基本方針の策定 廃棄物処理施設整備計画の策定 処理基準の設定 技術開発・情報収集 再生利用の特例認定対象廃棄物・内容等の基準 廃棄物処理施設基準の設定 最終処分場の技術上の基準の設定 委託基準の設定 等	
廃棄物処理に係る主な規制等	再生利用の特例認定 <small>（業許可・施設許可不要）</small>	
	市町村長	知事
	許可等	許可等
	知事	許可等
大臣	大臣	
一般廃棄物処理計画の策定	廃棄物処理計画の策定	
処理責任:市町村	処理責任:排出事業者	
処理計画及び一般廃棄物処理基準に従い処理	自らが産業廃棄物処理基準・委託基準等に従い処理	
一般廃棄物処理業者区域毎に許可を受け、一般廃棄物処理基準を遵守	産業廃棄物処理業者区域毎に許可を受け、産業廃棄物処理基準を遵守	
一般廃棄物処理施設設置者	産業廃棄物処理施設設置者	
設置・譲渡等の許可を受け、一般廃棄物処理施設の構造基準等を遵守	設置・譲渡等の許可を受け、産業廃棄物処理施設の構造基準等を遵守	

現状と課題

- 廃棄物の処理や再生利用は廃棄物処理法に基づく許可等が必要
- 再生利用の特例認定や廃棄物処理施設の設置基準は全国一律
- 資源の循環的利用の加速と、安全・安心な廃棄物処理施設の円滑な設置が必要

道が再生利用を特例認定

（本道の特性に応じた対象廃棄物等を定め、道州制特区内における再生利用を認定）

道が廃棄物処理施設に関する独自基準を設定

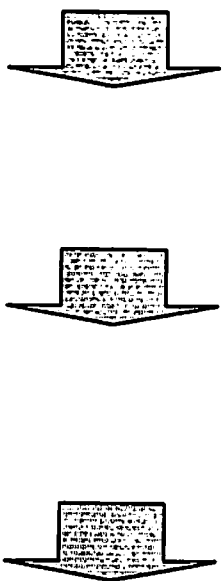
道州制特区

廃棄物処理業の許可
道及び市町村は従前どおり審査
再生利用の特例は道が認定

廃棄物処理施設の許可
道及び政令市は技術上の基準（独自基準を含む）に基づき審査

道に権限移譲

廃棄物処理施設の設置手続き

<p>計画・設計</p>	<p>* 焼却施設及び最終処分場は、告示縦覧等の網掛け部分が必要</p>
<p>生活環境影響調査</p>	<p>法第8条第3項及び第15条第3項 申請書には、環境省令で定めるところにより、周辺地域の生活環境の及ぼす影響について調査した結果を記載した書類を添付しなければならない。</p>
<p>許可申請</p>	<p>法第8条第2項及び第15条第2項 環境省令で定めるところにより、申請書を提出しなければならない。</p>
<p>告示・縦覧 利害関係者の意見</p>	<p>法第8条第4、6項及び第15条第4、6項 遅滞なく、告示、申請書の縦覧に供しなければならない。 利害関係者は意見書を提出することができる。</p>
<p>市町村長への通知</p>	<p>法第8条第5項及び第15条第5項 告示したときはその旨を関係市町村長に通知し、意見を聴かななければならない。</p>
<p>廃棄物処理施設専門委員会</p>	<p>第8条の2第3項及び第15条の2第3項 あらかじめ、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かななければならない。</p>
<p>審査</p> 	<p>許可基準(法第8条の2第1項及び第15条の2第1項) ○ 廃棄物処理施設設置計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。 ○ 廃棄物処理施設設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。 ○ 申請者の能力が廃棄物処理施設設置計画及び維持管理計画を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 ○ 申請者が欠格要件に(法第7条第5項第4号イからヌ及び第14条の5第5項第4号イからヘまでのいずれにも)該当しないこと。</p> <p>技術上の基準</p> <p>一般廃棄物処理施設(規則第4条)、産業廃棄物処理施設(規則第12条、第12条の2) 最終処分場(総理府厚生省令) ＜主な構造基準＞</p> <p>○ 焼却施設 燃焼ガスの温度が800℃以上で、2秒以上滞留 高度の排ガス処理設備の設置</p> <p>○ 最終処分場 遮水工(遮水層の構造、厚さ、透水係数、遮水シートの枚数などの遮水効力、強度及び耐久力等)、遮光性不織布等の設置、地下水集排水設備及び保有水等集排水設備、浸出液処理設備の設置、最終処分場周縁の地下水の水質調査</p> <p>周辺環境等への配慮</p> <p>ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難なときは許可しないことができる。(法第8条の2第2項、第15条の2第2項) 適正な配慮がなされるべき施設(規則第4条の2及び第12条の2の2)</p>
<p>許可</p>	<p>許可(法第8条及び第15条) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>使用前検査(第8条の2第5項及び第15条の2第5項) 知事の検査を受け、設置計画に適合していると認められた後でなければ使用してはならない。</p> <p>維持管理基準</p> <p>一般廃棄物処理施設(法第8条の3及び規則第4条の5) 産業廃棄物処理施設(第15条の2の2及び規則第12条の6、第12条の7) 廃棄物最終処分場に係る維持管理基準等(総理府厚生省令)</p>

産業廃棄物処理施設設置不許可処分取消請求訴訟について

1 施設の概要

- ・ 所在地 北海道釧路市
- ・ 廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物最終処分場（安定型）
- ・ 事業の範囲 建設廃材等

2 事案の概要

産業廃棄物処理業者が知事に対し、廃棄物処理法15条に基づき、北海道釧路市に産業廃棄物処理施設（最終処分場）の設置許可申請をしたところ、知事は、法15条が定めた一定の技術水準に達していることなどの要件を満たしているが、この施設の設置予定場所が住宅地及び文教施設に近接しているなど生活環境の保全上不適当であることや周辺住民の同意がなく、また、地元釧路市との公害防止協定等の締結が行われていないことを理由に、不許可処分をしたため、業者が不許可処分の取消を求めた事案。

札幌地裁及び札幌高裁は、業者の訴えを認める判決を行った。

3 主たる争点

産業廃棄物処理業者が同法15条の定める許可要件を満たしていても、産業廃棄物処理施設の設置の許可申請を不許可にすることができるか。

4 判決理由の概要

法第15条の許可制は、産業廃棄物処理施設の設置を一般的に禁止した上で、同条2項に適合していると認められる場合に、個別的に禁止を解除するという方式であり、財産権（土地利用）を公共の福祉の観点から制限しようとするものである。憲法29条は、財産権の行使を制限するためには、法律の規定による必要がある旨定めているから、法律に裁量権を認めるような規定のない法15条については、知事に対して裁量権を与えるものと解することはできず、同条2項各号の定める要件が満たされた場合には、許可しなければならないものと解される。本件では、法の予定しないような重大な被害が及ぶことが明白であることを認めることはできない。

業者の行政指導に対する対応には不十分な面があり、周辺住民の不安を解消するに至らなかったことは認められるものの、もともと行政指導は相手方の任意の協力を前提とするものであって、強制力を有するものではなく、業者に権利の濫用に当たるといえるような特段の事業があるとは認められない。

業者が法の定めた産業廃棄物処理施設の設置の要件を充足していたのに、申請を不許可としたものであるから、違法であり、不許可処分は取り消されなければならない。

5 主な経過

平成 7年 6月28日	許可申請
平成 7年 9月18日	不許可処分
平成 7年10月 3日	処分の取消を求めて提訴
平成 9年 2月13日	札幌地裁判決（不許可処分を取り消す） ・法の不備を自らの措置で回避しようとした道の努力は評価できるとしているものの、結論として、知事の裁量は、法律の該当条項に規定する要件に適合しているかどうかに限られ、本件はこの要件を満たすので、不許可処分は違法である。
平成 9年 2月26日	道が控訴
平成 9年10月 7日	札幌高裁判決（控訴棄却の判決） ・処分場を設置・操業することにより、付近住民の人格権や所有権等を侵害する場合は、周辺住民等が、別途、当該施設の設置又は操業の差し止めを請求ができると考える。また、重大な被害が付近住民に及ぶことが明白であるような場合には、不許可とする余地も考えられるとした。

6 その他

廃棄物処理法の改正（平成9年6月）により生活環境影響調査、告示・縦覧、利害関係者の意見、市町村長への意見聴取、専門的知識を有する者の意見聴取等の規定が追加された。

廃棄物処理法に基づく権限の移譲 <新旧対照表>

区分	現 行	権 限 移 譲 後																											
イメージ図	<p>【業・施設許可権限】<廃棄物処理法></p> <table border="1" data-bbox="622 252 1182 335"> <tr> <td>区分</td> <td>処理業許可</td> <td>施設許可</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物</td> <td>180市町村長</td> <td>道・政令市長</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物</td> <td>道・政令市長</td> <td>道・政令市長</td> </tr> </table> <p>(政令市：札幌市、旭川市、函館市)</p> <p>【廃棄物の再生利用の特例認定 法律§9-8及び15-4-2】 → 国認定により上記許可が不要</p> <table border="1" data-bbox="376 404 1182 514"> <tr> <td>国</td> <td> <input type="checkbox"/> 再生利用の認定を受けることができる <input type="checkbox"/> 再生利用の内容の基準に適合すること <input type="checkbox"/> 再生利用業者の基準に適合すること <input type="checkbox"/> 再生利用施設の基準に適合すること </td> </tr> </table> <p><対象廃棄物(規則§6-2及び12-12-2等)></p> <table border="1" data-bbox="376 539 1182 639"> <tr> <td>国</td> <td> (全国一律) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、廃肉骨粉 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、汚泥、廃肉骨粉 </td> </tr> </table> <p><再生利用の内容の基準(規則6-4及び12-12-4、関係告示)></p> <table border="1" data-bbox="376 680 1182 743"> <tr> <td>国</td> <td> ・廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること ・再生品の利用が見込まれること 等 </td> </tr> </table> <p><再生利用業者の基準(規則§6-5及び12-12-5、関係告示)></p> <table border="1" data-bbox="376 790 1182 852"> <tr> <td>国</td> <td> ・経理的及び技術的能力を有する者 ・廃棄物の性状分析・管理を適切に行える者 等 </td> </tr> </table> <p><再生利用施設の基準(規則§6-6及び12-12-6、関係告示等)></p> <table border="1" data-bbox="376 884 1182 947"> <tr> <td>国</td> <td> ・自重等に対し、構造耐力上安全であること ・飛散及び悪臭の発散防止に必要な構造であること 等 </td> </tr> </table> <hr/> <p>【廃棄物処理施設の基準】(法§8-2及び15-2 等)</p> <table border="1" data-bbox="376 1009 1182 1072"> <tr> <td>国</td> <td> 全国一律 技術上の基準 </td> </tr> </table>	区分	処理業許可	施設許可	一般廃棄物	180市町村長	道・政令市長	産業廃棄物	道・政令市長	道・政令市長	国	<input type="checkbox"/> 再生利用の認定を受けることができる <input type="checkbox"/> 再生利用の内容の基準に適合すること <input type="checkbox"/> 再生利用業者の基準に適合すること <input type="checkbox"/> 再生利用施設の基準に適合すること	国	(全国一律) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、廃肉骨粉 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、汚泥、廃肉骨粉	国	・廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること ・再生品の利用が見込まれること 等	国	・経理的及び技術的能力を有する者 ・廃棄物の性状分析・管理を適切に行える者 等	国	・自重等に対し、構造耐力上安全であること ・飛散及び悪臭の発散防止に必要な構造であること 等	国	全国一律 技術上の基準	<p>【廃棄物の再生利用の特例認定 法律§9-8及び15-4-2】 → 道認定により、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可が不要</p> <p><対象廃棄物(規則§6-2及び12-12-2等)></p> <table border="1" data-bbox="1258 539 2065 649"> <tr> <td>道</td> <td> 地域の実情に応じ対象廃棄物を追加可能 (例) 廃油(廃食用油)、木くず、動物のふん尿など、豊富なバイオマスの利活用 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1258 743 2065 884"> <tr> <td>道</td> <td> 地域の実情に応じた対象廃棄物の種類に応じて、再生利用の内容の基準(規則§6-4等)、再生利用業者の基準(規則§6-5)及び再生利用施設の基準(規則§6-6等)を設定可能 </td> </tr> </table> <hr/> <p>【廃棄物処理施設の基準】(法§8-2及び15-2 等)</p> <table border="1" data-bbox="1258 1025 2065 1088"> <tr> <td>道</td> <td> 独自の基準 上乗せ基準(水道水源への配慮など) </td> </tr> </table>	道	地域の実情に応じ対象廃棄物を追加可能 (例) 廃油(廃食用油)、木くず、動物のふん尿など、豊富なバイオマスの利活用	道	地域の実情に応じた対象廃棄物の種類に応じて、再生利用の内容の基準(規則§6-4等)、再生利用業者の基準(規則§6-5)及び再生利用施設の基準(規則§6-6等)を設定可能	道	独自の基準 上乗せ基準(水道水源への配慮など)
区分	処理業許可	施設許可																											
一般廃棄物	180市町村長	道・政令市長																											
産業廃棄物	道・政令市長	道・政令市長																											
国	<input type="checkbox"/> 再生利用の認定を受けることができる <input type="checkbox"/> 再生利用の内容の基準に適合すること <input type="checkbox"/> 再生利用業者の基準に適合すること <input type="checkbox"/> 再生利用施設の基準に適合すること																												
国	(全国一律) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、廃肉骨粉 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 廃ゴム製品、廃プラスチック、汚泥、廃肉骨粉																												
国	・廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること ・再生品の利用が見込まれること 等																												
国	・経理的及び技術的能力を有する者 ・廃棄物の性状分析・管理を適切に行える者 等																												
国	・自重等に対し、構造耐力上安全であること ・飛散及び悪臭の発散防止に必要な構造であること 等																												
国	全国一律 技術上の基準																												
道	地域の実情に応じ対象廃棄物を追加可能 (例) 廃油(廃食用油)、木くず、動物のふん尿など、豊富なバイオマスの利活用																												
道	地域の実情に応じた対象廃棄物の種類に応じて、再生利用の内容の基準(規則§6-4等)、再生利用業者の基準(規則§6-5)及び再生利用施設の基準(規則§6-6等)を設定可能																												
道	独自の基準 上乗せ基準(水道水源への配慮など)																												
法令制度	<p>○廃棄物の再生利用の特例 ・対象廃棄物や再生利用の内容は、全国一律のため、地域の実情が考慮されない(法9-8及び15-4-2等)。</p> <p>○廃棄物処理施設の基準 ・全国一律であり、地域の実情に応じた措置が困難(法8-2及び15-2等)。</p>	<p>【特区提案】</p> <p>○廃棄物の再生利用の特例 ・対象廃棄物や再生利用の内容など再生利用の特例について、北海道においては道条例で定めることとする(法9-8及び15-4-2等)。</p> <p>○廃棄物処理施設の基準 ・施設の設置基準について、北海道においては道条例で定めることとする(法8-2及び15-2等)。</p>																											

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3～6（略）

（一般廃棄物処理施設の許可）

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2（略）

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該一般廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かななければならない。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（許可の基準等）

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 その一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第七条第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

2～7（略）

（一般廃棄物処理施設の維持管理）

第八条の三 第八条第一項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第九条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

（一般廃棄物の再生利用に係る特例）

第九条の八 環境省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

2 環境大臣は、前項の認定の申請に係る再生利用が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 第一項の認定を受けた者は、第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項の規定にかかわらず、

これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができ

る。
4～6 (略)

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～6 (略)

(許可の基準等)

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第十四条第五項第二号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

2～5 (略)

(産業廃棄物処理施設の維持管理)

第十五条の二の二 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の五第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(産業廃棄物の再生利用に係る特例)

第十五条の四の二 環境省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

2 (略)

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号)(抄)

第四条 法第八条の二第一項第一号(法第九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定によるごみ処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

二～六 (略)

七 焼却施設(次号に掲げるものを除く。)にあつては、次の要件を備えていること。

イ 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。

ロ 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

(1) 燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態でごみを焼却することができるものであること。

(2) 燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。

(3) 外気と遮断されたものであること。

(4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。

ハ～カ (略)

八～十五 (略)

2 (略)

(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)

第四条の二 法第八条の二第一項第二号(法第九条第二項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

(再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物)

第六条の二 法第九条の八第一項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

一～三 (略)

(再生利用の内容の基準)

第六条の四 法第九条の八第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る再生利用が、当該再生利用に係る一般廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること。
- 二 再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。
- 三～九 (略)
- 十 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第六条の五 法第九条の八第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第九条の八第一項の認定の申請の際五年以上当該申請に係る再生利用を業としての的確に行っている者又は経理的及び技術的にこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、かつ、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
- 二 (略)
- 三 第四条の五第一項第一号、第十号から第十四号まで及び第十六号に規定する基準に従い、当該申請に係る再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。
- 四 当該申請に係る再生利用の用に供する施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四条の五に規定する基準(前号に掲げるものを除き、当該施設に係るもの(当該施設が焼却施設である場合には、同条第一項第二号ワを除く。)に限る。)に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。
- 五～十 (略)
- 十一 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用の用に供する施設の基準)

第六条の六 法第九条の八第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第四条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第十五号に規定する基準に適合していること。
- 二 当該施設が一般廃棄物処理施設である場合には、第四条に規定する基準(前号に掲げるものを除き、当該施設に係るものに限る。)に適合していること。
- 三 第六条の三第一項第六号二の規定により申請書に記載された処理能力を有すること。
- 四 施設の設置に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
- 五 その他第六条の二の規定により環境大臣が定める一般廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(産業廃棄物処理施設の技術上の基準)

第十二条 法第十五条の二第一項第一号(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。)のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 二 削除
- 三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 四～七 (略)

第十二条の二 法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前

条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

- 2 令第七条第一号に掲げる施設の技術上の基準は、施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。
- 3～16 (略)

(再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物)

第十二条の十二の二 法第十五条の四の二第一項の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる産業廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。

- 一 はいじん又は燃え殻であつて、産業廃棄物の焼却に伴つて生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの
- 二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに掲げるもの
- 三 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによつて生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

(再生利用の内容の基準)

第十二条の十二の四 法第十五条の四の二第一項第一号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る再生利用が、当該再生利用に係る産業廃棄物の再生利用の促進に寄与するものであること。
- 二 再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。
- 三～九 (略)
- 十 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用を行い、又は行おうとする者の基準)

第十二条の十二の五 法第十五条の四の二第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第十五条の四の二第一項の認定の申請の際五年以上当該申請に係る再生利用を業としての確に行つている者又は経理的及び技術的にこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、かつ、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者であること。
- 二 当該申請に係る再生利用の用に供する施設において得られる再生品の性状が第十二条の十二の三において準用する第六条の三第一項第二号八の規定により申請書に記載された当該再生品の性状に適合したものとなるよう、次に掲げる事項を適切に行うことができる者であること。
 - イ 受け入れる産業廃棄物の性状の分析及び管理
 - ロ 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の運転管理
 - ハ 再生品の性状の分析及び管理
- 三 第十二条の六に規定する基準に従い、当該申請に係る再生利用の用に供する施設の維持管理をすることができる者であること。
- 四 当該申請に係る再生利用の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二条の七に規定する基準(当該施設に係るもの(当該施設が令第七条第二号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設である場合には、第十二条の七第五項においてその例によるものとされた第四条の五第一項第二号ヲを除く。)に限る。)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をすることができる者であること。
- 五～十 (略)
- 十一 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

(再生利用の用に供する施設の基準)

第十二条の十二の六 法第十五条の四の二第一項第三号の規定による環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第十二条第一号及び第三号から第七号までに規定する基準に適合していること。
- 二 当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、第十二条の二に規定する基準(当該施設に係るものに限る。)に適合していること。
- 三 第十二条の十二の三において準用する第六条の三第一項第六号二の規定により申請書に記載された処理能力を有すること。
- 四 施設の設置に関する計画が当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
- 五 その他第十二条の十二の二の規定により環境大臣が定める産業廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

○ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第二項及び第四項並びに第十五条第二項及び第三項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令を次のように定める。

（一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）

- 第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）
第八条の二第一項第一号の規定による一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一～六 （略）
 - 2 法第八条の三の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。
 - 一 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。
 - 二～二十 （略）
 - 3 法第九条第五項（法第九条の三第十項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている一般廃棄物の最終処分場にあつては次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない一般廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。
 - 一 最終処分場が、第一項（第一号、第二号並びに第五号ホ及びハを除く。）に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。
 - 二～十一 （略）

（産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）

- 第二条 法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準は、前条第一項第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一～四 （略）
 - 2 法第十五条の二の二の規定による産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、前条第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
 - 一～三 （略）
 - 3 法第十五条の二の五第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては前条第三項第二号から第四号まで及び第十一号の規定の例によるほか、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。
 - 一～三 （略）
 - 4 （略）

○ 環境大臣が定める一般廃棄物（平成九年十二月二十六日厚生省告示第二五八号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二の環境大臣が定める一般廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）
- 二 廃プラスチック類
- 三 廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第一条第二項に規定する化製場から排出されるものに限る。）

○ 再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物（平成九年十二月二十六日厚生省告示第二五九号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の二の再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）
- 二 汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造、太陽電池製造若しくはシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。）
- 三 廃プラスチック類
- 四 廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第一条第二項に規定する化製場から排出されるものに限る。）

○ 廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準（平成十八年 環境省告示第七七号）（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の四第十号及び第六条の五第十一号並びに第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十一号の規定に基づき、廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準を次のように定める。

- 1 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。以下同じ。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第六条の四第十号及び第十二条の十二の四第十号の規定により環境大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 廃ゴム製品に含まれる鉄をセメントの原材料として使用するものであって、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 再生利用に供される廃ゴム製品のうち、廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）であること。
 - ロ 再生品（再生によって得ようとする物。以下同じ。）であるセメントが、同一の種類及び同等の品質のものとの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。
 - 二 廃ゴム製品を鉄鋼の製造の用に供する転炉その他の製鉄所の施設において溶鉄に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用するものであって、再生品である鉄鋼製品が、同一の種類及び同等の性能のものとの価格等と比較して、利用が確実に見込まれるものであること。
- 2 廃ゴム製品に係る規則第六条の五第十一号及び第十二条の十二の五第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 前項第一号に該当する場合 セメントの製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品として製造したセメントの販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかであるものであること。
 - 二 前項第二号に該当する場合 鉄鋼製品の製造及び販売を主たる事業として行う者であって、再生品として製造した鉄鋼製品の販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかであるものであること。

○ 廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準（平成十五年 環境省告示第二五号）（略）

○ 廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成十三年 環境省告示第五六号）（略）

○ 転炉等の維持管理の技術上の基準及び技術上の基準（平成十五年 環境省告示第一〇五号）（略）

北海道観光振興特区（おもてなし特区）

現状

- ・旅行形態や目的の多様化により、従来の観光資源による定番型に加え、多彩で個性あふれる観光地づくりが求められている。
- ・あたたかいおもてなしなど、安心して快適に観光ができる体制の整備を行い、リピーターの増加など安定した観光地づくりを目指す必要がある。
- ・特に北海道・洞爺湖サミットなどにより、諸外国から更なる注目を集めている中で、外国人観光客に対するきめ細かな対応が必要とされている。

課題

- ・外国人観光客のニーズにも対応できる国際的にも通用する質の高い観光地づくりを進めるため、ハード・ソフト両面での受け入れ環境の整備が求められている。
- ・消費者の旅行先選択の際に、北海道を選ぶ理由を増やすために、免税店特区（関税を免税）を設定。限度額は設定せず、また、道産品の取り扱いを検討する。
- ・外国人来道者の受け入れ態勢、利便性の向上のため、母国語の通じる優れた外国人を長期的に確保する必要があるが、ホテル、旅館業界での長期滞在が難しい。
- ・増加する外国人観光客に対応するため、地域限定通訳案内士制度が創設されたが、試験の基準が国にあり、北海道のオリジナリティを発揮したものとすることができない。

目指すすがた

北海道観光振興特区（おもてなし特区）の創設

■ 特定免税店制度

- ・指定された店舗で輸入品を購入し、自ら手荷物として域外に持ち出す場合に 関税免除（沖縄県で実施）
- ※外国製品のみ、限度額20万円

■ 観光関連施設の投資促進

- ・施設の投資の受け入れ環境の整備、充実

■ 企業立地の促進(企業立地推進法)

- ・計画の認定に国の協議・同意
- ・課税特例業種は国が決定

■ 外国人人材の受入れの促進

- ・外国からの優秀な人材を長期間確保し、外国人観光客へのホスピタリティの向上を図る。

■ 地域限定通訳案内士試験

- ・試験に関する基準は国の権限

特例措置
権限移譲

■ 特定免税店制度の創設

- 全国で2カ所しかない特区という希少性が加わり、北海道観光の魅力アップ、リピーター増加の一助となる。
- ※限度額の撤廃、道産品の取り扱い

■ 国際観光振興業務特区の設定

- 北海道を国際観光振興業務特区に指定
- 観光関連施設整備等の投資について減税

■ 企業立地促進法に基づく権限の移譲

- 計画の認定の国の協議・同意の廃止
- 課税特例業種は道が条例で定める

■ ホテル従業員等の在留期間の付与

- 3年又は1年とする
（出入国管理及び難民認定法令の改正）
- 国際観光地としてのホスピタリティの向上が図られ、外国人観光客の増加が図られる。

■ 地域限定通訳案内士試験における道独自の試験基準の設定

- 道独自の基準の設定により、より一層地域の実情に精通したガイドを養成することが可能

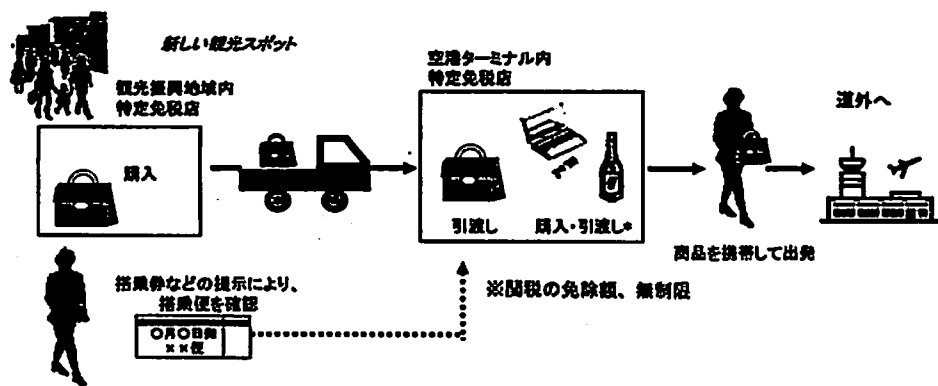
北海道国際観光振興特別措置法(仮称)によるイメージ

- 北海道を訪れる外国人観光客は年々増加しており、平成20年に開催される北海道洞爺湖サミットを契機に、一層の増加が期待できる。
- こうした中で、外国人観光客のニーズにも対応できる、国際的にも通用する質の高い観光地づくりを進めるため、ハード・ソフト両面での受入環境の整備が求められている。

特定免税店制度の創設(ソフト)

○指定地域	道内の特定の空港内にある旅客ターミナル施設及び特定の地域内にある特定販売施設
○内容	北海道から道以外の本邦へ出域する旅客については、税関長の承認を受けた小売業者から購入した輸入品の関税の免除

■免税品購入の流れ



国際観光振興業務特別地区の設定(ハード)

○指定地域	北海道全域
○内容	観光関連施設の新設・増設、改修、設備の整備を行った法人に対する税制優遇措置

	優遇項目	優遇措置の概要
国税	投資税額控除	新たに取得した機械、建物等の価格の一定割合が法人税から控除される。機械・装置15%、建物8%
地方税	地方交付税による減収補填措置	事業税、不動産取得税、固定資産税が免除される(道や市町村の税収が減った場合、地方交付税で補填される)
	特別土地保有税の非課税	観光関連の特定施設のために土地を取得して、設備を新増設した場合、特別土地保有税が非課税
	事業所税の非課税等	観光関連の特定施設を新増設した場合の事業所税が非課税となり、資産割の課税標準が1/2控除される

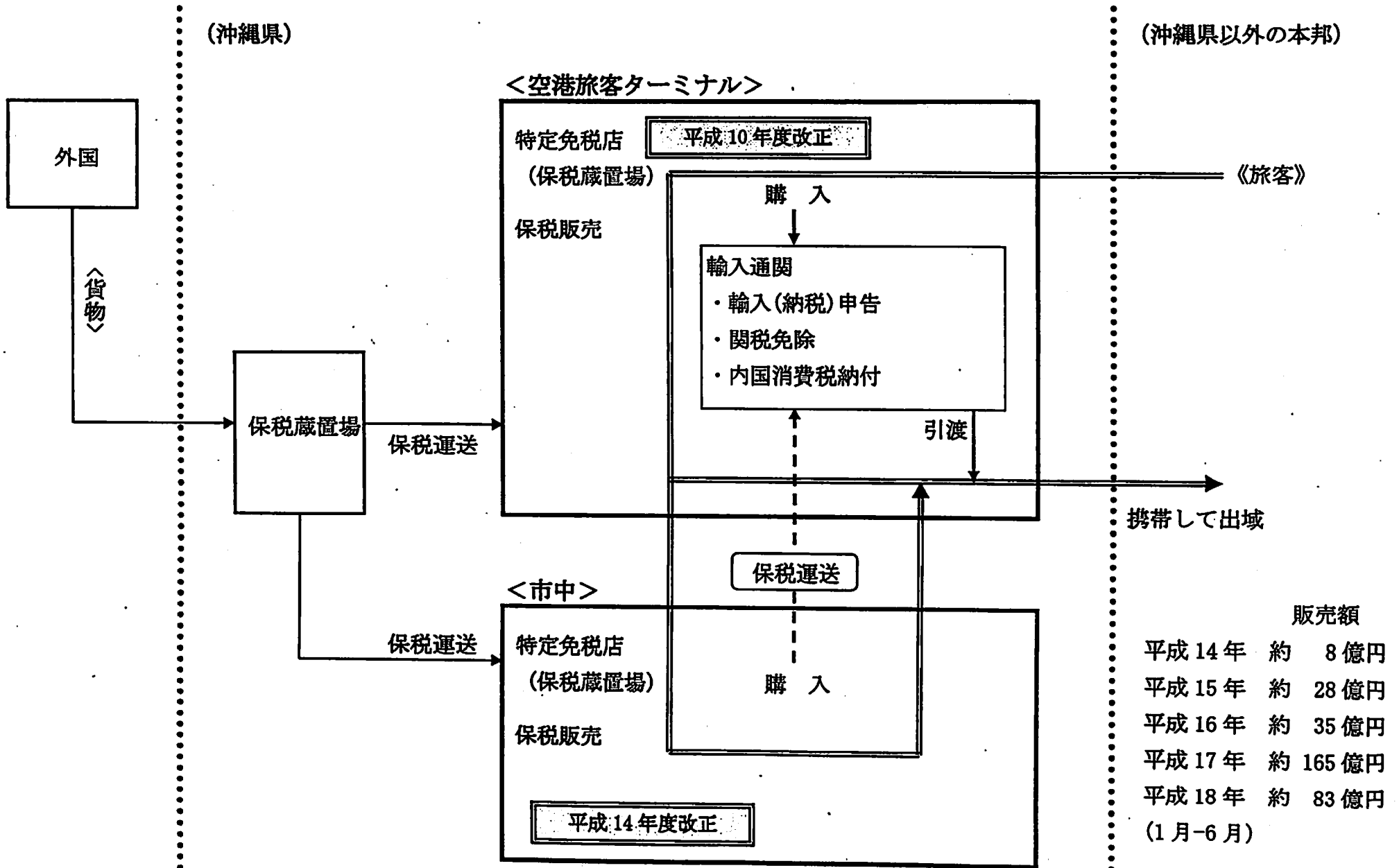
◆対象となる施設

- | | | |
|---|---|--|
| ①宿泊施設
(例)
・ホテル
・旅館 | ②スポーツ・レクリエーション施設
(例) ゴルフ場、スキー場、プール、遊園地、マリーナなど | ③教養文化施設
(例) 劇場、博物館、美術館、動物園、水族館 |
| ④休養施設
(例)
・展望施設
・温泉保養施設 | ⑤集会施設
(例) 会議場施設、研修施設、展示施設 | ⑥販売施設
・小売施設、販売施設及び付帯施設(②~⑤、観光情報提供施設) |

◆対象となる設備

国際放送受信設備、高速通信設備、カーナビゲーション設備など

沖縄型特定免税店制度の仕組み

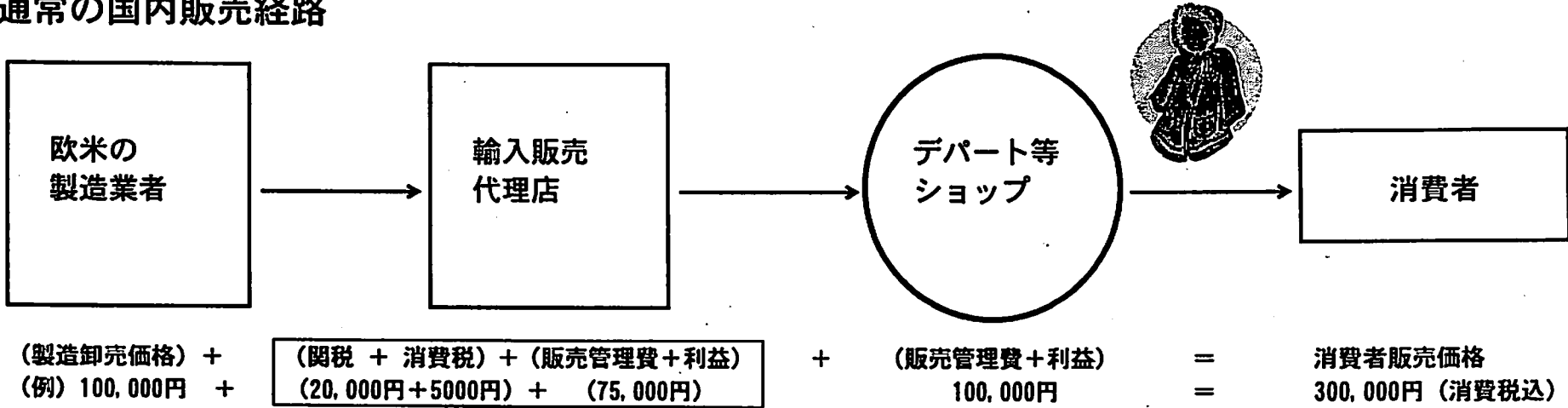


	販売額
平成14年	約 8億円
平成15年	約 28億円
平成16年	約 35億円
平成17年	約 165億円
平成18年 (1月-6月)	約 83億円

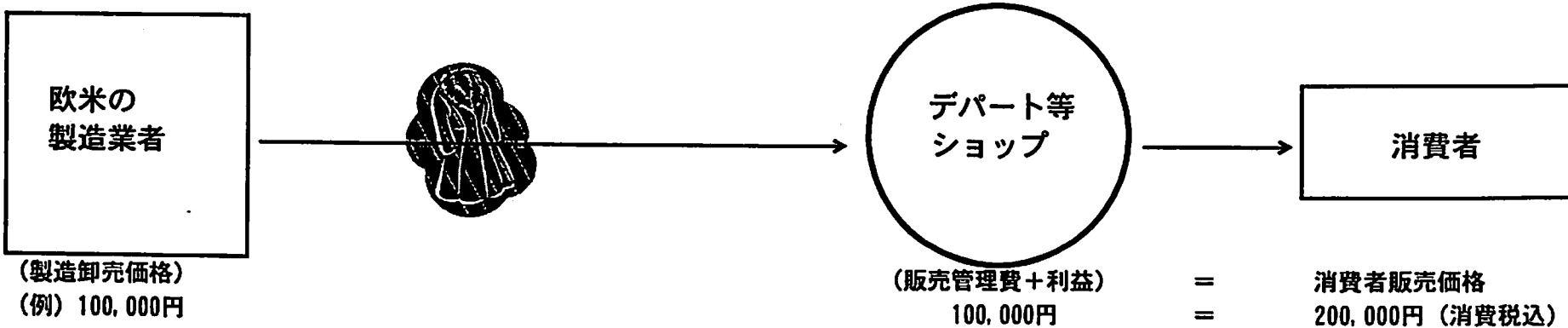
[今回答申]:平成24年3月31日まで適用期限を延長する。

商品流通の仕組み (毛皮製品 (関税率 20%) の場合の試算)

○通常の国内販売経路



○免税店による保税販売



平成19年度関税改正における政策評価の活用について

政策評価資料（関税改正要望書）の概要

- 関税改正に当たっては、国内外の経済情勢の変化等に対応するため、毎年度、関係省庁から関税改正要望書の提出を受けてヒアリングを実施しつつ、関税率及び関税制度について見直しを行っている。
- 関税改正要望書においては、政策評価制度の趣旨を踏まえ、従来より、政策目的、施策の必要性、要望の措置の適正性等についての記載を求めてきたところである。
- 関税改正要望書は、新規施策と既存措置の延長に分けて記載項目を設けており、その概要は以下のとおりとなっている。

- 《新規施策》 ・改正措置要望の理由、必要性、具体的な効果（政策目的、要望の適正性等）
・改正措置要望の対象となる物品・産業の状況、関税以外の施策等
- 《既存措置の延長》 ・当該措置の政策効果
・延長の必要性、今後の延長可能性等

政策評価の活用状況

- 関税改正の検討の際には、関税改正要望書において措置の必要性等の記載内容が客観的事実に基づき論理的に積み上げられているかという点等を確認しつつ、措置によって実現される具体的な効果を重視するとともに、ヒアリング過程において追加資料の提出及び説明を求め、改正作業に活用した。

（関税改正要望の例）沖縄型特定免税店制度の適用期限の延長【内閣府、経済産業省】

① 当該措置の政策効果

- ・ 現行の沖縄型特定免税店制度の創設以降、沖縄県を訪れる観光客数は順調に伸びており、平成17年は過去最高の550万人を記録したところ。特に、平成16年12月の空港外店舗の閉店以降、平成17年の観光客1人当たりの県内消費額（72,421円）は対前年比2.7%増となっており、うち、土産費（18,653円）が対前年比17.2%増となってい

ることから、特定免税店を中心とするリゾートショッピングの進展による効果が大きいものと考えられる。

② 延長の必要性

- ・ 本制度は、沖縄県の歴史等、その特殊事情を踏まえ、沖縄県の観光振興を図ることを目的に創設されたものであるが、米国における同時多発テロ、地震・津波等の自然災害により低迷していた海外旅行者数も回復基調にあることから、今後、ハワイや東南アジア等の海外のリゾート地との競合がさらに激しくなることが予想される。
- ・ 本制度の延長により、沖縄県を訪れる観光客の35.4%が楽しんでいるショッピング観光の魅力を向上させ、海外リゾート地との競争力を高めることを通じて、沖縄県の自立型経済の構築に向けて観光収入の増大や観光客の増加を図る必要がある。

③ 延長を行わなかった場合の影響

- ・ 本制度の延長を行わない場合、特定免税店が沖縄県から撤退することが予想されることから、沖縄県の観光地としての魅力が低下し、観光客数の減少や県内消費額の低下につながり、沖縄県の基幹産業である観光産業が停滞するおそれがある。

④ 当該制度の今後の延長可能性

- ・ 世界情勢の安定化等と相まって、今後、ハワイや東南アジア等の海外リゾート地との競合がさらに激しくなることが予想されることから、引き続き本制度は必要であると考えている。

- このような要望及びその後のヒアリング過程における精査・検討の結果、本制度の延長の必要性が十分に認められること等から、沖縄型特定免税店制度について、適用期限を5年間延長することとした。

今後の課題

- 各省庁から提出される関税改正要望書の記載内容については、施策の目的・必要性等についての記述は充実したものとなってきている。
- 今後とも、施策の効果を客観的基準に基づいて検証するための指標等の提示を求めつつ、その積極的な活用を進め、毎年度の関税改正作業をより精緻なものにしていくこととしたい。

3.1 行ってみたい旅行タイプ

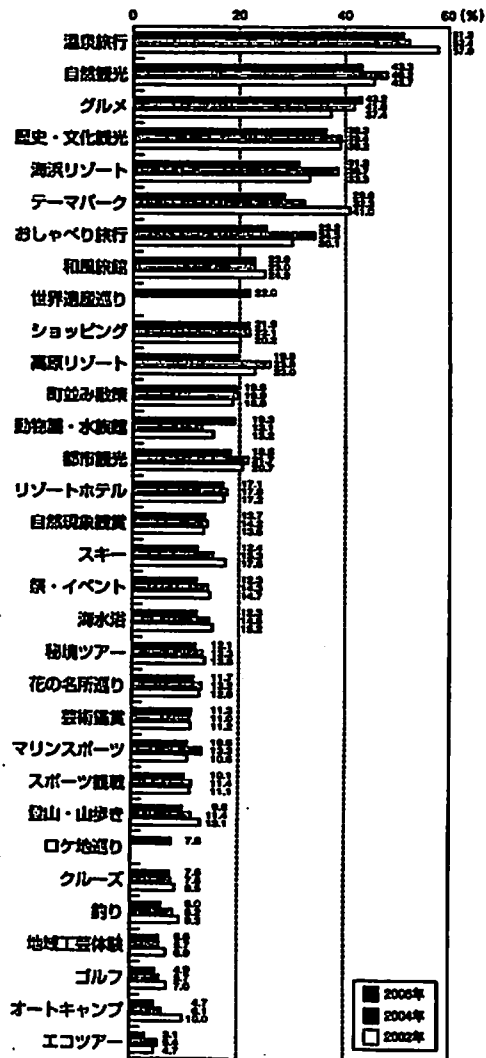
1) 行ってみたい旅行タイプ

第1章および第2章では宿泊観光旅行の「実態」を取り上げてきましたが、第3章では旅行の「希望」、つまり生活者がどんな旅行に行きたいと思っているのかをみていきます。旅行の希望に関するデータは、生活者の旅行に対する潜在的な欲求をつかむ手掛かりとなります。

ただ、一口に「行ってみたい旅行」といっても、すぐにでも実現できそうな手軽な旅行から、一生に一度は行ってみたいという実施頻度の低い旅行まで、その内容はさまざまです。本章のデータをご覧になる際には、この点を留意してください。

行ってみたい旅行タイプ (複数回答)

順位	旅行タイプ名	内容
1	自然観光	自然や景勝地を見てまわる観光旅行
2	歴史・文化観光	歴史や文化的な名所を見てまわる観光旅行
3	海浜リゾート	海辺でゆったり過ごす旅行
4	高原リゾート	高原でゆったり過ごす旅行
5	都市観光	街や都市で楽しむ旅行
6	温泉旅行	温泉を楽しむ旅行
7	祭・イベント	祭やイベントを楽しむ旅行
8	テーマパーク	テーマパークや遊園地を楽しむ旅行
9	動物園・水族館	動物園や水族館で楽しむ旅行
10	グルメ	おいしいものを食べる旅行
11	スキー	スキーを楽しむ旅行
12	ゴルフ	ゴルフを楽しむ旅行
13	マリンスポーツ	マリンスポーツを楽しむ旅行
14	登山・山歩き	登山や山歩きを楽しむ旅行
15	釣り	釣り(海、川、湖)を楽しむ旅行
16	海水浴	海水浴を楽しむ旅行
17	ショッピング	ショッピングを楽しむ旅行
18	地域工芸体験	地域の伝統工芸を訪ね、体験する旅行
19	芸術鑑賞	演劇、音楽、展覧会等を楽しむ旅行
20	スポーツ観戦	スポーツ観戦を楽しむ旅行
21	花の名所巡り	桜やハーブなどの花の名所を訪ねる旅行
22	自然現象鑑賞	珍しい自然現象を見に行く旅行
23	エコツアー	自然を楽しむ、自然や環境を学ぶ旅行
24	秘境ツアー	秘境を訪ねる旅行
25	オートキャンプ	オートキャンプ
26	町並み散策	美しい町並みを楽しむ旅行
27	リゾートホテル	リゾートホテルに泊まる旅行
28	和風旅館	落ち着いた和風旅館に泊まる旅行
29	クルーズ	客船による観光旅行
30	おしゃべり旅行	仲間や家族と楽しく過ごす旅行(みるもの、遊ぶものにはこだわらない)
31	世界遺産巡り	世界遺産を巡る旅行
32	ロケ地巡り	映画等のロケ地を巡る旅行

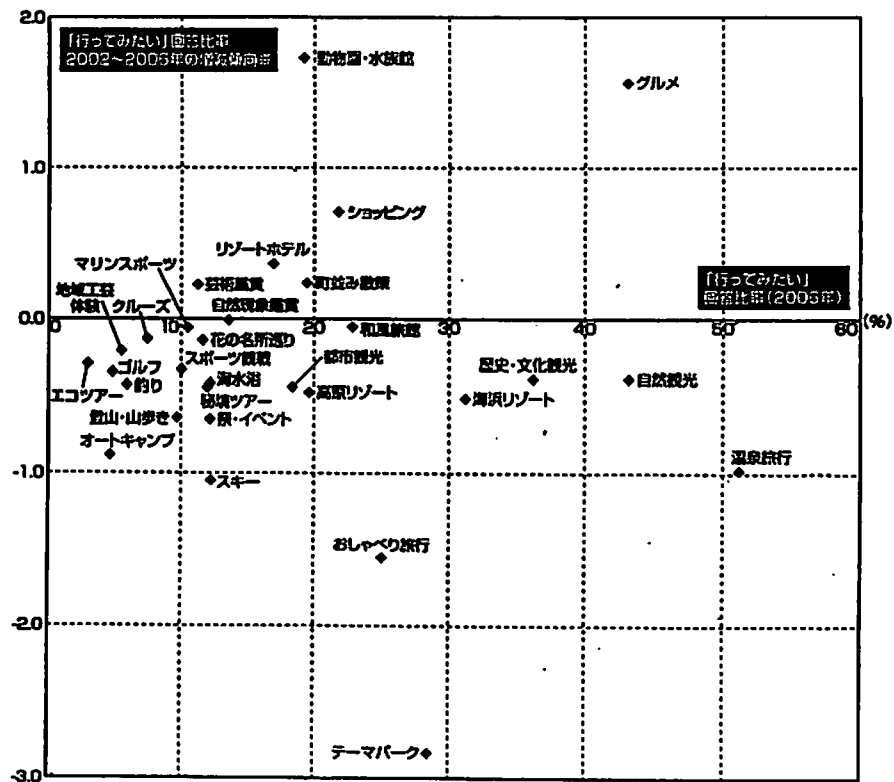


調査票にあらかじめ示した32の旅行タイプ(左ページ表参照)の中から、国内旅行・海外旅行問わず行ってみたいものを全てあげてもらいました。この結果をもとに、それぞれの旅行タイプにどのくらいの人が行ってみたいと思っているのかをみていきます。なお、2005年調査以降、従来の30の旅行タイプに加えて新たに「世界遺産巡り」と「ロケ地巡り」を追加しました。

行ってみたい旅行ナンバーワンは「温泉旅行」です。回答者全体の5割が行ってみたいと回答しています。「温泉旅行」は調査開始以来9年連続で行ってみたい旅行タイプの第1位と圧倒的な人気を誇りますが、その割合は近年やや減少傾向にあります。「温泉旅行」に次いで希望の多い旅行タイプは「自然観光」「グルメ」「歴史・文化観光」などとなっています。

次に、ここ5年間における各旅行タイプの希望の増減をみてみましょう。下のグラフは、横軸に2006年の「行ってみたい」回答比率、縦軸にここ5年間の同比率の増減傾向を取って、30の旅行タイプをプロットしたものです。プロットは右にあるほどその旅行を希望する人が多く、また原点を境に上部にあるものは近年人気上昇傾向にある旅行タイプということになります。

このグラフをみると、人気上昇中の旅行タイプは「動物園・水族館」や「グルメ」「ショッピング」などとなっています。中でも「グルメ」旅行は希望比率も高く、注目の旅行タイプといえるでしょう。なお、「テーマパーク」は東京ディズニーシーやユニバーサル・スタジオ・ジャパンが開業した2001年に大きく上昇したため、ここ数年間はその反動で減少傾向を示しています。



注) 縦軸の「増減傾向」の数値は、2002年から2006年までの5年間の回答比率を用いた線形回帰直線の傾きの値です。

行ってみたい旅行

行ってみたい旅行

第3章

第3章

3.2 行ってみたい旅行先

1) 総合ランキング

行ってみたいと回答した旅行タイプについて、それぞれの「行ってみたい旅行先」を国内・海外問わず自由に回答してもらいました。

この質問には都道府県や市区町村、温泉、観光施設、観光名所などさまざまな回答が寄せられます。これらの回答を、国内は都道府県別（又は地方別）、海外は国別に整理して集計し、「行ってみたい旅行先ランキング」を出しました。

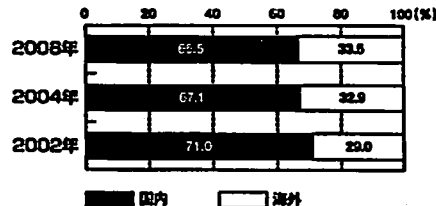
まずは、32の旅行タイプに寄せられた「行ってみたい旅行先」を合わせて集計した総合ランキングをみてみましょう。

1位は「北海道」です。北海道は1998年（初回調査）より一貫して1位を保っています。その比率も1割強を占め、ほかの地域を大きく引き離しています。

2位は「ハワイ」です。前年2005年調査では5位でしたが、2006年は2位に浮上しました。「ショッピング」目的の旅行でシェアを大きく伸ばしたことが主な要因です。

次いで、3位「沖縄県」、4位「京都府」、5位「長野県」が上位にランクしています。

【旅行先国内・海外比率】



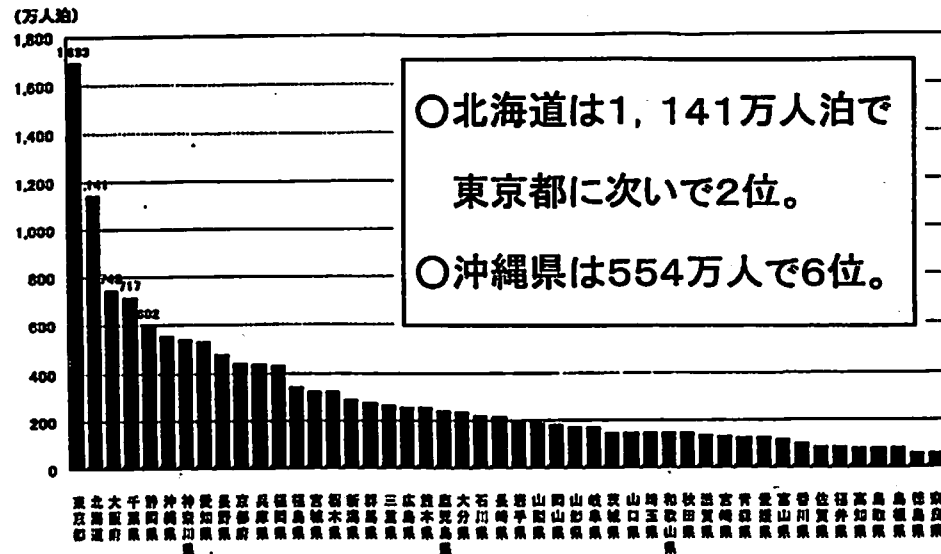
【国・都道府県・地域別トップ30】

2006年			2004年			2002年		
順位	地域名	比率(%)	順位	地域名	比率(%)	順位	地域名	比率(%)
1位	北海道	13.16	1位	北海道	11.26	1位	北海道	10.40
2位	米国(ハワイ)	5.51	2位	沖縄県	6.89	2位	千葉県	5.81
3位	沖縄県	5.20	3位	米国(ハワイ)	6.08	3位	京都府	5.30
4位	京都府	5.07	4位	京都府	4.74	4位	米国(ハワイ)	5.27
5位	長野県	3.98	5位	長野県	4.87	5位	長野県	4.85
6位	東京都	3.85	6位	千葉県	4.08	6位	東京都	4.30
7位	千葉県	3.51	7位	東京都	2.95	7位	沖縄県	4.02
8位	静岡県	3.18	8位	米国(本土)	2.92	8位	静岡県	3.08
9位	米国(本土)	2.88	9位	静岡県	2.84	9位	大塚市	2.71
10位	イタリア	2.51	10位	イタリア	2.13	10位	神奈川県	2.68
11位	日本国内	1.91	11位	神奈川県	2.08	11位	米国(本土)	2.57
12位	大分県	1.82	12位	大塚市	1.88	12位	群馬県	2.13
13位	中国	1.56	13位	大分県	1.78	13位	大分県	2.12
14位	鹿児島県	1.54	14位	カナダ	1.58	14位	カナダ	1.90
15位	大塚市	1.53	15位	群馬県	1.46	15位	イタリア	1.78
16位	フランス	1.48	16位	フランス	1.38	16位	オーストラリア	1.72
17位	神奈川県	1.48	17位	鹿児島県	1.34	17位	石川県	1.58
18位	ヨーロッパ	1.43	18位	中国	1.28	18位	兵庫県	1.50
19位	九州地方	1.31	19位	東北地方	1.28	19位	青森県	1.21
20位	兵庫県	1.30	20位	ヨーロッパ	1.18	20位	ヨーロッパ	1.20
21位	韓国	1.28	21位	スイス	1.18	21位	東北地方	1.12
22位	カナダ	1.26	22位	青森県	1.17	22位	岐阜県	1.10
23位	オーストラリア	1.24	23位	九州地方	1.18	23位	中国	1.03
24位	東北地方	1.21	24位	韓国	1.13	24位	スイス	1.00
25位	石川県	1.08	25位	米国(グアム)	1.10	25位	フランス	0.82
26位	青森県	1.01	26位	オーストラリア	1.10	26位	九州地方	0.81
27位	エジプト	1.00	27位	石川県	1.10	27位	栃木県	0.87
28位	岐阜県	1.00	28位	兵庫県	1.08	28位	米国(グアム)	0.85
29位	奈良県	0.93	29位	岐阜県	1.02	29位	奈良県	0.80
30位	米国(グアム)	0.84	30位	熊本県	1.02	30位	鹿児島県	0.70
小計(1~30位)		74.85	小計(1~30位)		74.88	小計(1~30位)		75.22
合計		100.00	合計		100.00	合計		100.00

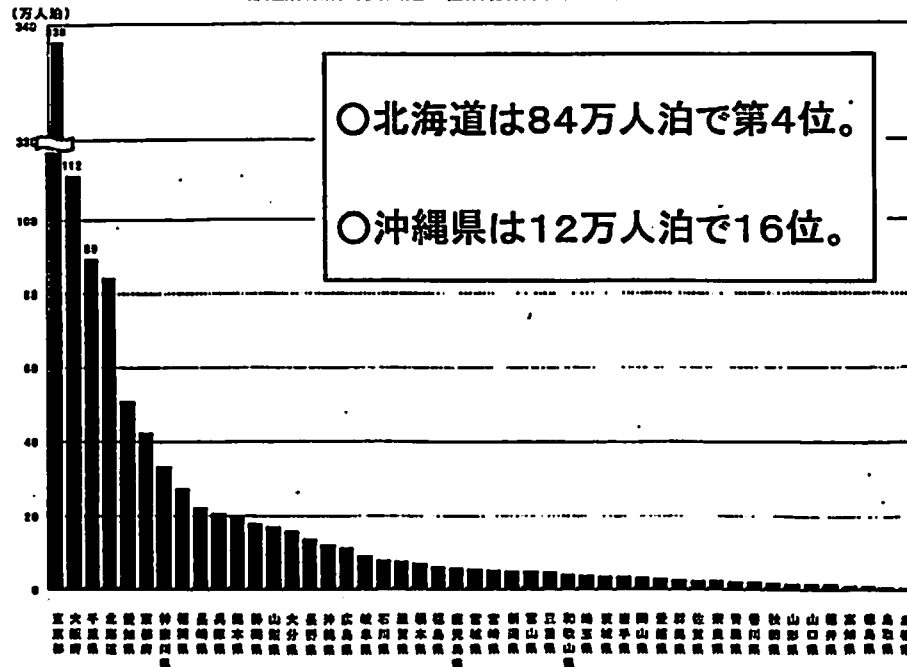
※2002年および2004年の数値についても、2006年の集計基準を用いて再集計しています。このため、過去の公表値と異なる場合があります。

宿泊旅行統計調査報告(国土交通省)

都道府県別延べ宿泊者数(平成19年1月~6月)



都道府県別外国人延べ宿泊者数(平成19年1月~6月)



10-64-1111-1111

iii) 訪日動機 (観光客)……アジアからの旅行者は「温泉」「ショッピング」「自然景観」に高い関心
 ・観光客に限定して、その訪日動機を見てみると、「伝統文化・歴史的施設」(36.6%) がトップで、その他、「温泉/リラックス」(33.8%) 「ショッピング」(32.1%)、「自然景観」(28.6%) 「日本の食事」(24.9%) が上位を占めた。アジアからの旅行者は「温泉/リラックス」「ショッピング」「自然景観」に対する関心が高く、米国からの旅行者は「伝統文化・歴史的施設」「日本人とその生活」に対する関心が高かった (図表 2-2-4)。

図表 2-2-4 居住地別に見た訪日旅行動機 (観光客)

韓国	
1	温泉/リラックス 44.5%
2	ショッピング 30.0%
3	伝統文化/歴史的施設 28.6%
4	都市の魅力、現代性 25.5%
5	日本人とその生活 23.3%

中国	
1	自然景観 35.6%
2	温泉/リラックス 33.1%
3	都市の魅力、現代性 30.6%
4	ショッピング 29.0%
5	伝統文化/歴史的施設 27.1%

台湾	
1	温泉/リラックス 46.3%
2	自然景観 37.0%
3	ショッピング 36.4%
4	伝統文化/歴史的施設 30.1%
5	日本の食事 28.6%

米国	
1	ショッピング 61.4%
2	温泉/リラックス 43.5%
3	自然景観 37.7%
4	日本の食事 37.2%
5	伝統文化/歴史的施設 18.4%

訪日外国人来道者数(実人数)の推移

(上段:来道者数、下段:全体に占める割合)

年度	総数	内															
		中国	韓国	台湾	香港	マカオ	その他	小計	ヨーロッパ	北米	その他						
平成9年度	120,900	2,200	16,900	52,800	11,900	1,400	2,800	87,200	7,300	7,500	8,700	1,000	700	400	3,300	0	4,800
		1.8%	13.6%	43.7%	9.5%	1.2%	2.3%	72.1%	6.0%	6.2%	7.2%	0.8%	0.9%	0.3%	2.7%	0.0%	4.0%
平成10年度	170,300	1,900	10,800	93,700	15,200	1,450	3,650	126,700	5,700	8,100	8,100	750	900	450	2,600	0	17,000
		1.1%	6.3%	55.0%	8.9%	0.8%	2.1%	74.4%	3.3%	4.8%	4.8%	0.4%	0.5%	0.3%	1.5%	0.0%	10.0%
平成11年度	203,900	2,100	17,600	120,800	20,800	1,200	2,750	165,550	6,400	7,200	7,500	1,000	500	400	2,900	0	12,600
		1.0%	8.7%	59.3%	10.2%	0.6%	1.3%	81.2%	3.1%	3.5%	3.6%	0.5%	0.2%	0.2%	1.4%	0.0%	6.2%
平成12年度	206,600	2,400	19,900	109,700	29,400	1,400	4,800	167,600	6,100	9,350	9,350	1,050	650	400	3,700	450	8,950
		1.2%	9.6%	53.1%	14.2%	0.7%	2.3%	81.1%	3.0%	4.5%	4.6%	0.5%	0.3%	0.2%	1.8%	0.2%	4.3%
平成13年度	236,100	3,900	27,650	119,450	45,500	1,650	3,900	202,550	6,100	8,800	8,800	950	450	400	1,550	500	9,850
		1.7%	11.8%	50.8%	19.4%	0.7%	1.7%	85.8%	2.6%	3.7%	3.7%	0.4%	0.2%	0.2%	0.7%	0.2%	4.2%
平成14年度	279,350	5,200	41,900	133,200	55,450	2,250	4,800	242,800	6,800	10,650	7,500	850	1,750	450	2,200	370	5,950
		1.9%	15.0%	47.7%	19.8%	0.8%	1.7%	86.9%	2.4%	3.8%	2.7%	0.3%	0.6%	0.2%	0.8%	0.1%	2.1%
平成15年度	293,780	5,600	61,200	119,750	56,600	4,000	4,200	251,550	6,950	6,950	7,500	930	400	350	7,550	550	11,250
		2.0%	20.8%	40.8%	19.3%	1.4%	1.4%	85.6%	2.4%	2.4%	2.7%	0.3%	0.1%	0.1%	2.6%	0.2%	3.8%
平成16年度	427,050	12,050	63,650	208,600	82,750	6,000	5,250	378,500	6,700	6,200	9,100	1,100	400	300	14,650	600	9,300
		2.8%	15.0%	48.8%	19.4%	1.4%	1.2%	88.6%	1.6%	1.5%	2.1%	0.3%	0.1%	0.1%	3.4%	0.2%	2.2%
平成17年度	513,650	15,650	70,650	276,800	86,500	11,800	6,650	466,450	5,900	6,650	8,750	950	450	300	16,900	700	4,400
		3.0%	13.6%	53.3%	16.8%	2.3%	1.1%	90.6%	1.1%	1.3%	1.7%	0.2%	0.1%	0.1%	3.7%	0.1%	0.9%
平成18年度	590,650	17,350	133,650	267,300	86,050	16,950	10,350	534,450	5,950	9,550	9,700	1,350	400	400	22,950	800	5,200
		2.9%	22.7%	45.4%	14.6%	3.2%	1.8%	90.5%	1.0%	1.6%	1.6%	0.2%	0.1%	0.1%	3.9%	0.1%	0.9%

特定免税店制度の創設 <新旧対照表>

区 分	現 行	権 限 移 譲 後														
イメージ図	<p>【輸入品の関税】 <関税法、関税定率法></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">I 対象商品等</td> <td>すべての輸入品</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">II 購入場所</td> <td>道内の全域</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">III 購入者</td> <td>道内でのすべての購入者</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">⇩</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 輸入品の価格 = A + α A : 商品代 α : 品目毎の関税 関税法 § 3、関税定率法 § 3 など </td> </tr> </table>	I 対象商品等	すべての輸入品	II 購入場所	道内の全域	III 購入者	道内でのすべての購入者	輸入品の価格 = A + α A : 商品代 α : 品目毎の関税 関税法 § 3、関税定率法 § 3 など	<p>【輸入品の特定免税】 <参照：関税暫定措置法、沖縄振興特別措置法></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">I 対象商品等</td> <td>税関長の承認を受けた小売業者から購入した輸入品。 ◇ 限度額を設定しない ◇ 道産品の販売の義務づけ（非免税） ◇ 携帯して道外へ持ち出すこと</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">II 購入場所</td> <td>道内の特定の空港内にある旅客ターミナル施設、道内の特定の地域内にある特定販売施設（内閣総理大臣が指定）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">III 購入者</td> <td>北海道から道以外の本邦の地域へ出域する旅客（購入時に航空機の搭乗券の確認）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">⇩</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 輸入品の価格 = A （α分の免除） A : 商品代 α : 品目毎の関税の免除 関税暫定措置法 § 14、沖縄振興特別措置法 § 26 など参照 </td> </tr> </table>	I 対象商品等	税関長の承認を受けた小売業者から購入した輸入品。 ◇ 限度額を設定しない ◇ 道産品の販売の義務づけ（非免税） ◇ 携帯して道外へ持ち出すこと	II 購入場所	道内の特定の空港内にある旅客ターミナル施設、道内の特定の地域内にある特定販売施設（内閣総理大臣が指定）	III 購入者	北海道から道以外の本邦の地域へ出域する旅客（購入時に航空機の搭乗券の確認）	輸入品の価格 = A （α分の免除） A : 商品代 α : 品目毎の関税の免除 関税暫定措置法 § 14、沖縄振興特別措置法 § 26 など参照
I 対象商品等	すべての輸入品															
II 購入場所	道内の全域															
III 購入者	道内でのすべての購入者															
輸入品の価格 = A + α A : 商品代 α : 品目毎の関税 関税法 § 3、関税定率法 § 3 など																
I 対象商品等	税関長の承認を受けた小売業者から購入した輸入品。 ◇ 限度額を設定しない ◇ 道産品の販売の義務づけ（非免税） ◇ 携帯して道外へ持ち出すこと															
II 購入場所	道内の特定の空港内にある旅客ターミナル施設、道内の特定の地域内にある特定販売施設（内閣総理大臣が指定）															
III 購入者	北海道から道以外の本邦の地域へ出域する旅客（購入時に航空機の搭乗券の確認）															
輸入品の価格 = A （α分の免除） A : 商品代 α : 品目毎の関税の免除 関税暫定措置法 § 14、沖縄振興特別措置法 § 26 など参照																
法令制度	<p>○輸入品の関税</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道内で購入する輸入品について、品目毎の関税が課税されている（関税法 § 3、関税定率法 § 3）。 	<p>【特区提案】</p> <p>○輸入品の特定免税</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道内の特定場所で旅客が購入する輸入品について、日本の観光の中心である「アジアの宝、北海道」のより一層の観光振興を図るため、関税を免除するよう関税暫定措置法を改正し、北海道国際観光振興特別措置法（仮称）を創設する。 														

○ 関税法（昭和二十九年四月二日法律第六十一号）（抄）

（課税物件）

第三条 輸入貨物（信書を除く。）には、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、関税を課する。ただし、条約中に関税について特別の規定があるときは、当該規定による。

○ 関税定率法（明治四十三年四月十五日法律第五十四号）（抄）

（課税標準及び税率）

第三条 関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年三月三十一日法律第三十六号）（抄）

（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）

第十四条 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興特別措置法第二十六条（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）に規定する旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において輸入するもの（当該出域の際に携帯して移出するものに限る。）については、平成二十四年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

- 2 前項の規定により関税の免除を受けた物品について、個人的用途以外の用途に供された場合又は同項に規定する出域の際に携帯して移出されなかつた場合には、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。
- 3 税関長は、第一項の承認を受けた小売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。
- 4 第一項の規定による関税の免除の手續その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年三月三十一日政令第六十九号）（抄）

（特定旅客の携帯品に係る関税の免除が適用される金額の上限）

第四十二条 法第十四条第一項に規定する政令で定める金額は、二十万円とする。

○ 沖縄振興特別措置法（平成十四年三月三十一日法律第十四号）（抄）

（輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除）

第二十六条 沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため空港内の旅客ターミナル施設（内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。以下この条において単に「旅客ターミナル施設」という。）において購入する物品又は同僚観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内にある特定販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものをいい、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。）において購入し旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）で定めるところにより、その関税を免除する。